

○福津市校区外通学等の運用に関する規程

平成17年1月24日

教育委員会訓令第5号

(趣旨)

第1条 この訓令は、福津市立学校の通学区域に関する規則(平成17年福津市教育委員会規則第10号。以下「規則」という。)に規定する校区外通学等の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運用の基準)

第2条 保護者の申立てにより福津市教育委員会(以下「委員会」という。)がやむを得ないと認める規則第3条第2号及び第3号の規定は、次により運用するものとする。

(1) 規則第3条第2号の運用基準

ア 児童及び生徒(以下「児童等」という。)の教育環境が著しく阻害され、それが解消される見込がなく、かつ、継続されるおそれがある場合

イ 校区を異にして住所を異動する予定の児童等を、戸籍に関する届出を待たずに新住所地の属する校区の学校に入学させる場合

ウ 委員会が保護者の申立てを相当と認める場合

(2) 規則第3条第3号の運用基準

ア 校区を異にして住所を異動するに当たり、当該異動した後に旧住所地の属する校区の学校において実施される直近の修学旅行、運動会又はその他重要な学校行事(以下「学校行事等」という。)に参加させる目的による場合の校区外通学の許可期限は、当該学校行事等の終了する日までとする。

イ 校区を異にして住所を異動した場合における小学校第6学年に在籍する児童及び中学校第3学年に在籍する生徒の校区外通学の許可期限は、当該児童等の卒業の日までとする。

ウ 福間小学校、福間南小学校及び福間中学校に通学する児童等が、神興小学校、上西郷小学校、神興東小学校及び福間東中学校への就学を希望する場合

エ 教育的配慮の運用について、別に委員会が認めた場合

(準用規定)

第3条 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第9条に規定する区域外就学に係る保護者の届出により委員会が承諾を与える場合の基準については、前条各号に掲げる規定を準用する。この場合において「校区」とあるのは「市町村」と、「校区外通学」とあるのは「区域外就学」と読み替えて運用するものとする。

(雑則)

第4条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年1月24日から施行する。

附 則(平成18年1月25日教委訓令第1号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月26日教委訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年10月27日教委訓令第3号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。